

事 務 連 絡

平成24年9月11日

各都道府県廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

使用済家電製品に係る指導事例の共有について（周知）

日頃より家電リサイクルの推進にご理解・ご協力いただき、感謝いたします。
さて平成24年5月11日付け事務連絡でお願いしておりました、使用済家電製品に係る指導事例の収集につきましては、多くの指導事例の情報をご提供いただき誠にありがとうございます。合計23都道府県から65事例のご提供をいただきました。

その中から、別紙のとおり、事業者の活動に改善がみられた事例を中心に取りまとめさせていただきます。

貴都道府県での指導・取締りのご参考としていただきますよう、お願い致します。また、貴管内市町村（政令市を含む）への情報提供をお願い致します。

なお、環境省では不用品回収業者が集めた使用済家電（家電4品目以外も含む）をスクラップにして輸出する業者に対して、廃棄物処理法第10条第1項及び第15条の4の7第1項の規定に基づき、廃棄物の未確認輸出として取締りを強化してまいります。貴自治体において不用品回収業者等を指導する場合にはご注意ください。

今後とも、違法な不用品回収業者又は資源回収業者（スクラップ業者）に対する厳しい指導、監督をよろしくお願い致します。

5	青森県	五所川原市	M社	広域農道沿いで、不用品の無料回収をやっているがよいかと、市民からの匿名の電話連絡があった。現地を確認した結果、廃棄物を取り扱っている可能性が高かったため行政指導をした。	現地を確認した際、入り口に「無料回収」の旗を設置して、廃棄物製品や廃タイヤ、自動車等が多量にあった。従業員に話しを聞いたところ、新聞で折り込みチラシを配布して営業活動を行っているという。その集められた品物は定期的に秋田からトラックで回収をしに来て、その後それらから金属類を採取し、売却して利益を得ている。営業形態等を確認した結果、廃棄物処理法に抵触することを伝える、撤収するよう指導した。行政指導から1週間後に現地を確認したところ、そこにあった大部分が処分されており、業者とそれを確認した。	去年は同様の事案が1件もなかったが、一昨年に3件あった。対応は今回と同じように説明して即撤収してもらっている。同じ業者が当市で再営業していることは現在ない。ただ、近隣市町ではその業者が営業している事例が見られるので、市町村内でも「無料回収」について認識に温度差があるように思われる。この種の営業をするためには営業活動をする市町村から一般廃棄物処理業の許可を得る必要がある。当市の基準では許可を得ることができないので、今後も現地調査をした上で、適切な場合は撤去を促していく。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ○ ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った
6	秋田県	由利本荘市	K社	無料回収を謳い、一部有料による回収の疑いがあったもの	料金を徴収している以上、家電リサイクル法における更生ルートで処理すべきものであり違法との判断から、即日中止を口頭通告。一時、回収物を放置したまま、音信不通となったが、土地賃借人や仲介人が調整して撤去、当事者も撤収し原状回復により土地返還。	不動産会社に対し、無料回収による買収の要請があった場合は、内容等確認させて頂くため、契約する前に情報提供を要請。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った
7	秋田県	由利本荘市	E社	無料回収を行っている場所からのごみの飛散について、住民苦情あり。実施について、当該業者より事前に相談されていたもの。	相談を受けた際、実施については、家電4品目については、リサイクルルートが確立されているので、回収品目には入れないこと、無料回収といえど、廃棄物と思われるような物を回収したり、無造作な積み込み状況になれば、法に抵触する旨、伝達、実施中止を口頭にて要請していたもの。また、売却している事実を確認するため、売却している証書等の確認を要請し、買取り先の明細書の提示を受ける。一般的にこみのごみの飛散が生じている以上、草使用の目的に過ぎないとの判断から、口頭による即時改善要請。時期が冬期間と言いうこともあり、回収自体は終了、回収物をシートで覆い、飛散を防止することとした。同時に、速やかに撤去、撤出を行うよう口頭要請。	シート設置によるごみの飛散措置は徹底され、緊急措置としては、撤去された。今後については、該業者の該当性の判断について、詳細にわたり調査する必要がある。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った

指導
継続

16	新潟県	佐渡環境センター 佐渡市	M社	M社は、平成22年4月頃より、当センター管内で事業を開始。回収物の廃棄物を移動しながら不用品回収を継続。平成24年4月2日、M社社長が来所し、3月19日通知に従い、使用済家電の回収を中止する旨を当センターに伝える。当センターは既に回収している家電の処理を指示。平成24年6月、回収拠点に家電のないことを確認。	平成22年4月頃より、当センター管内で事業を開始。回収物の廃棄物を移動しながら不用品回収を継続。平成24年4月2日、M社社長が来所し、3月19日通知に従い、使用済家電の回収を中止する旨を当センターに伝える。当センターは既に回収している家電の処理を指示。平成24年6月、回収拠点に家電のないことを確認。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
17	新潟県	新潟県(新潟県環境センター) 五上市	K社	・五上市船越地区内、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなど回収。回収したテレビはプラウン管、鉄、磁石など分別して、資源などを売却。 ・プラウン管の処理には処理料金を請求されたため、現地で保管中。 ・当該事業は、回収場所の土地所有者からの申し立てにより対応した。	5月24日立入調査を実施。環境状況の再調査(再使用目的以外の廃家電の引き取りは廃棄物処理業許可が必要)を説明し、早急にテレビ、冷蔵庫、洗濯機の適正処理を指導。これに対し、相手は家電の指導権限がない県に指導されることに納得がいかないとこのことを申し立てた。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者を立件するに至った	○
18	富山県	富山市	R社	国の24.3.19通知が出された直後に、市内で複数の無料回収拠点を設けていたR社の代表者(H氏)から電話があり、通知の内容に抵触する営業形態は、廃棄物法等に違反することになるのかと問い合わせがあった。	本部の土地・建物の所有者に対して、管理責任がある旨を説明し、A社代表者の優先権も確認するが不明であった。後日、土地所有者の代理人(行政書士)と残留物の処理等について5月中旬に面談する予定であったが実行されていない。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	経過観察
19	富山県	富山市	M社	定期レポートにおいて、国の24.3.19の通知の内容を説明し、回収物の保管方法、回収物の破壊、家電4品目については回収を行わないよう指導を行った。	国の通知は知らなかったが、自分の営業形態で何が問題なのかと聞かれたため、左記の概要を説明したところ、次の排出(輸送)前からは順番に整理していく。また無料回収の旨も減り届けも少ないので、古物商の許可を取り中古車の事業をしようかと考えているとのことであった。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	経過観察
20	石川県	加賀市	O社	加賀市内内道沿いで、不用品等無料回収を2010年夏頃より行っている事業者に対して、これまで指導を行ってきたが、当該通知を受けて、石川県・加賀市別・数量等を調査した。その際、野外保管等されていた家電製品についてはリユースで済まないものとして廃棄物との判断をした。その場で、これ以上の回収の停止と回収済みの不用品についての処分を文書指示し、不用品の種類別・数量、引取り元、処分先等の報告(18条報告)を求めた。その後、同事業者は、回収は行っており、回収済みの不用品の処分を進めているところである。	加賀市は及び県は監視を続け、不用品の撤去の進捗及び新たに回収されたものがないことを確認する。 ・報告(予定)の不用品の数量と撤去済の数量を合致することを確認するとともに違法な処分が行われないよう引取り額を指導を続ける。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者を立件するに至った	○
21	山梨県	甲府市	A社	平成22年1月に甲府市内にある事業所で、家電リサイクル法の対象品目等を無料で回収する旨を新聞折り込みチラシにより宣伝のうえ、無料回収を実施。また当該事業所では、家電リサイクル法の対象品目をリユースできない状態で保管したり、廃棄物と混ざりし品目と新して取り扱うなど、不適切な状態を把握。	平成22年1月、県と甲府市の合同で立入り調査を実施。不用品の回収については、古物商の範囲で行い、廃棄物に該当する品目を取り扱わないよう指導。以降、月1回の頻度で立入り調査を実施。 ○平成24年3月、改善状況確認に改善が見られた。 ○平成24年6月甲府市と合同で立入り調査を実施。家電リサイクル法の対象品目について、適正に保管していることを確認。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○

22	静岡県	松崎町	T社	平成24年3月1日、3月1日から31日までの間、松崎町内の国道136号線の個人の所有地において家電・ハイテク・パソコン等の無料回収を行う旨のチラシが松崎町及び西伊豆町の新聞折り込みに入った。このチラシには、業者はリサイクルすることが目的であるため、廃棄物として持ち込まれることに対しては、受け取り不可との文言が含まれていた。	静岡県立健康福祉センターに相談したところ、この業者は既に1月に西伊豆町で事業を行っていた経緯があったと聞いたため、西伊豆町に対して対応を確認した後、古物の回収もあろうと思われるので松崎警察署にも相談した。この時点で、回収したものは野積みされたが、チラシの内容からは特に問題もないのではないかと判断した。また、業者に対して、有料での引き取りの有無や売却先等の事情聴取を行った。後に住民から規格外の品物に対し、有料で引き取ってほしいという情報が入ったため、警察に相談した後、回収場所へ赴き、業者に今後回収の情報が決まり、野積み状態であったこともあり、業者に国の基準が示されたことを通告し、立ち退き期限を定め退去してもらった。	記載なし	○
23	愛知県	愛知県知多郡東郷町	J社	昨年頃から大府市長草町管内で無料回収・無料受取を行っていた。回収物(家電含む)は野外で粗雑に保管されており、当該行為は廃棄物処理法に抵触(無許可での廃棄物の取集)するものと考えられていることから、連絡を受けた知多郡東郷町と市と市とで対応することとし、業者等に回収の中止と、残存物の処分・保管方法を指導した。現況(6月21日)としては撤去途中の状態にある。	4月19日匿名の男性から、騒音と解体作業に関する相談が知多郡東郷町と大府市に入り、同日県民センター職員と市職員とで現地訪問。家電等が野外に廃棄されていることを確認。作業員がJ氏は不在であったため、電話連絡し翌日に西会することとした。4月20日県民センター職員と市職員とで再度現地訪問。J氏に廃棄物処理法違反(無許可営業)にあたる可能性がある旨を伝え、回収の中止と残存物の処分・保管方法を指導した。J氏からは、今日から少しずつ撤去し、6月末までに全て撤去することの返答を得た。	市が現地パトロールを継続し、撤去の進捗・回収物の保管状況を確認する。環境省作成チラシ・ポスターを活用して、違法不用品回収について周知を図る。	○
24	愛知県	幸田町	K社	幸田町大字幸谷坂下地内(雑種地)において、K社のK氏(日本語が話せない)が家電電を含む不用品の回収を行っていた。	4月27日に西三河県民事務所の担当も同行してもらい、現地でK氏に話したが、日本語が伝わらないため、会話が出来なかった。5月11日にK氏が日本語を話せる姉とともに幸田町役場に来庁。廃棄物(家電電等)は回収しないようになりと指導。K氏は姉に通訳してもらい、廃棄物になるようものは、回収しないかと回答した。	定期的に、見回り廃棄物を回収しているようであれば再度指導を行う。	○
25	愛知県	愛知県、弥富市	A社	家電リサイクル製品を含んだ廃棄物を回収して解体しているが違法ではないかと苦情があり、弥富市と合同で立ち入り。買い取ったものを場内集積し輸出していること主張。廃棄物処理との区別について指導。	6月7日弥富市と合同立ち入り。個人的持ち込みや事業所から頼まれて引き受けていると主張したため、中古品として使用可能なものを監視する以外で、部品取り等は廃棄物処理に当たるとも口頭指導。中古品で買い取り後故障した場合などはどうなるかと問われ、買い取ったものとして家電リサイクル法に基づいて処理することと指導。	経過を監視していく。	経過観察
26	愛知県	豊橋市	D社	当該事業者は平成23年9月17日から平成24年5月31日までの間、本市において回収拠点を設置し家電等の回収を行っていた。当該行為は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に抵触するおそれがある事から、本課において右記の対応を行った。	現地確認後、本課において事業者からの金銭やりとりや、回収方法を聞き取り「廃棄物の該当性の判断について説明を行い、法に抵触する等がないよう指導し、誓約書を出させた。また今年度に入り、立ち入り調査を実施。家電等の保管状況の確認と「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」の内容を説明し、本通知に合致する内容でなければ、廃棄物に該当し、無許可での一般廃棄物の収集にあたることを再度指導した。	継続的なパトロールの実施 ・無料回収を終了する場合 には、事前に本課に連絡するよう指導し、残存物の処分を徹底する。	経過観察

27	京都府	龜岡市	M社	<p>龜岡市内において、平成21年頃から家電等の不用品を無料で回収している。京都府南丹保健所管内には他にも無料回収を行っているところがあるので、平成22年10月21日付け環境省大臣官房からあった通知「使用済み家電製品の適正な処理の確保について」に基づき、適正な対応を進めるため、京都府南丹保健所管内市、京丹波町、船井郡新管理組合、亀岡市も担当を実施した。平成22年12月15日に南丹保健所及び亀岡市の担当者で現地調査を行ったが、現状では適法性は確認出来なかった。平成24年9月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」(通知)に基づき、3月23日に再度現地調査を行った。</p>	<p>平成24年3月23日、現地調査。責任者に面談。家電4品目を屋外保管、乱雑に蓄積していたため環境省からの通知内容を説明、押し退け。現状では、境内にある家電4品目が廃棄物とみなされる可能性が高くなる恐れがあるため、早急に対応することを目指すことを伝えた。責任者は当該通知については知らなかったとの回答。後日、目視確認をしたところ整理されていた。</p>	<p>定期的に、目視確認を行う。市広報部に「廃棄物の適正な処理を要する。悪質な不用品無償回収業者には注意を要する」とのテロップを定期的に掲載。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った ○</p>
28	京都府	亀岡市	E社	<p>亀岡市内において、平成22年頃から平成24年9月まで家電等の不用品を無料で回収していた。京都府南丹保健所管内には他にも無料回収を行っているところがあるので、平成22年10月21日付け環境省大臣官房からあった通知「使用済み家電製品の適正な処理の確保について」に基づき、適正な対応を進めるため、京都府南丹保健所管内市、京丹波町、船井郡新管理組合、亀岡市も担当を実施した。平成22年12月15日に南丹保健所及び亀岡市の担当者で現地調査を行ったが、現状では適法性は確認出来なかった。平成24年9月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」(通知)に基づき、3月23日に再度現地調査を行った。</p>	<p>平成24年3月23日、現地調査。責任者に面談。家電4品目を屋外保管、乱雑に蓄積していたため環境省からの通知内容を説明、押し退け。現状では、境内にある家電4品目が廃棄物とみなされる可能性が高くなる恐れがあるため、早急に対応することを目指すことを伝えた。責任者は当該通知については知らなかったとの回答。後日、目視確認をしたところ整理されていた。</p>	<p>定期的に、目視確認を行う。市広報部に「廃棄物の適正な処理を要する。悪質な不用品無償回収業者には注意を要する」とのテロップを定期的に掲載。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った ○</p>
29	大阪府	八尾市	E社	<p>不用品回収及び集荷業者を営んでいる。金属を主体とする建設廃棄物及び電気機器類を重視し、不用品回収業者から回収したものを、トレーラーで積出先により破砕している。敷地面積約2,500㎡。家電4品目取扱いはあり。産業廃棄物収集運搬業(積替えを含まない)の許可あり。</p>	<p>さっかには市底からの苦情(金属くず等の飛散及び付近市道における不法廃棄物の増加)、H22年11月及びH23年4月に立入りを各1回実施。H23年4月には、金属資源化を目的とする家電4品目の取扱い(買い取りを含む)を行ってほならないこと及び「雑品」の保管に際しては廃棄物の保管基準を遵守するよう指導。その後、保管方法(高さ)の改善を確認。</p>	<p>引き続き監視を行い、保管基準の遵守と家電4品目を取り扱わないことを指導する。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った ○</p>
30	大阪府	阪南市・泉南市・東淀川区市・岸和田市・豊岡市	T社	<p>不用品回収業者・訪問回収と拠点回収の両方を行っている。産業廃棄物及び一般廃棄物に限り、不用品回収業者も処理業許可はない。</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可を申請した際に、書類から不用品回収業者を営んでいることが発覚したことがきっかけ。H23年12月以降にわたり回収拠点に立入りをし、無許可の収集及び運搬の中止を指導。H24年5月には金属資源化を目的とする家電4品目の取扱い(買い取りを含む)を行ってほならないことと、一部の回収拠点の閉鎖及び違法な営業内容(水まわりの取扱い)を指導。一部の回収業者の取扱い条件では必ずしも通電検査を必要としないので、ガイドラインA認定は自社がリユース品として流通させている家電4品目を除き、残りの家電については買い取っている以上廃棄物と認定する措置がないので、引き続き金属資源化を指導している。</p>	<p>自社ヤードで破砕等を行っている処理を確認できない場合、処理基準違反を指摘し、廃棄物と認定することが困難。リユース品の流通実態を調査の上、雑品にリユースされるものを除き、家電4品目は取り扱わないよう指導を進める。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った ○</p>
31	大阪府	堺市	K社	<p>不用品回収及び集荷業者を営んでいる。自転車及び電気機器類を重視し、トレーラーで積出先に向けて出荷している。品物の多くは整然と保管されている。原型のまま輸出しているものとみられるが、一部は重機により破砕・圧砕等している。敷地面積約2,700㎡。家電4品目の取扱いあり。産業廃棄物及び一般廃棄物に限り、不用品回収業者も処理業許可はない。</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可を申請した際に、書類から不用品回収業者を営んでいることが発覚したことがきっかけ。H24年5月に立入りをし、家電4品目の取扱い(買い取りを含む)を行ってほならないこと及び現在敷地内に保管されている家電4品目(リユース品を除く)を適正に処理することを指導。</p>	<p>平成24年5月22日現在、K社から適正に処理が完了したとの文書により報告している。適正な処理を確認したのち、市と連携して監視を継続する。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った ○</p>

32	兵庫県 洲本市	洲本市 A社	<p>Aは洲本市五色町Cで、使用済家電製品等を無料で回収していたが、近隣住民から苦情が出たため、回収した使用済家電製品等を洲本市五色町Bへ移動させた。また冷蔵庫のモーター部分やテレビのフランク部分の一部を抜き取り、現在は外部のプラスチック管のみが残っている状況。当該行為は、廃棄物処理法に抵触（無許可での廃棄物の収集）するものと考えられるため、兵庫県淡路市長局環境課と連携し、残存物の処理をAIに指導した。</p>	<p>H24.2.13 市環境整備職員2名、県淡路市長職員2名で洲本市五色町B他に立ち入り検査を実施。作業員2名から以下の内容を聴取した。○Aが冷蔵庫回収の拠点にしていた五色町Cから持ち込んだ。○土地所有者には了解の上、廃家電を置いている。 H24.2.17 代表者Aと電話で連絡を取り、撤去は5月5日頃の予定であると同答。 H24.5.15 近隣から冷蔵庫を分離して出るフランクが散乱していると言情を受け、市環境整備職員2名、県淡路市長職員4名で立ち入り検査を実施。現場を確認するが、テレビ、冷蔵庫の外側だけが残り、すべて持ち出されている状況。代表者Aと連絡が取れないため、土地所有者に電話し、AIに連絡を取ること、状況確認を行いたいので、5月18日に現場で立ち会うよう依頼した。 H24.5.16 土地所有者からAの携帯電話番号と大阪にいたとの連絡が入る。AIに電話をするが不出。 H24.5.18 市環境整備職員2名で立ち入り検査を実施。現場に変化がないため、土地所有者にフランク等を回収するように再度依頼する。Aから電話が入る。5月22日の午後1時30分から現場に立ち会うこととした。 H24.5.22 Aから本日は来られないとの連絡あり。休みが定まっていないので、約束できないとのこと。現場の廃家電の確りもいので、必ず連絡を入れることと、Dも同席することと、Dも同席することと、Dも同席することと、急の予定ではAIに早急に連絡するよう伝えると約束した。</p>	<p>洲本市は、兵庫県・警察と連携し、早期に残存物の状況確認を行い、処分をするよう指導を継続する。また、島内の他の場所でも同様に使用済家電製品等を無料で回収していることであるため、近隣市とも協力し早期解決を図る。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>指導 継続</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた</p> <p>・当該業者を立件するに至った</p>
33	広島県 呉市	名称 なし	<p>呉市宮浦町内海部6丁目不用品を無料回収する旨の看板が立てられており、不用品(冷蔵庫、自転車等)が見られたが、無人のためチラシがイドラインを置いて帰った。後日、電話で指導した。</p>	<p>平成24年9月28日発見。平成24年6月12日、雨ざらしのテレビ数十台、冷蔵庫数台を確認。平成24年6月22日訪問、無人のため、チラシとガイドラインを散置。平成24年6月25日着函に記載してある携帯電話番号へ電話した。本日撤去作業を開始し、今月中に撤去を終了すると話した。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った</p>	
34	鳥取県 鳥取市	A氏	<p>平成24年4月15日(日)米子市大崎地区内において、車両により冷蔵庫(テレビ、洗濯機、ビデオデッキ)の回収を行っているところを偶然の市職員が確認した。古物商(行商)の許可あり。顧客との金銭の授受等については不明。</p>	<p>照会文書に対する回答内容が不十分であったため、A氏から再問い合わせ。古物として買い取りしたもの以外は、無料回収との回答であったが、廃棄物の無許可収集の可能性もあるため、経過観察とする。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った</p>	
35	鹿児島県 薩摩川内市	D社	<p>1会場で電化製品の無料回収を行っていた。近隣Gメンと合同で現場確認を行った。</p>	<p>定期的に現場確認を行う。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ○</p> <p>・警察と連携し実施した ○</p> <p>・当該業者の活動に改善が見られた ○</p> <p>・当該業者を立件するに至った</p>	

4/28回収を中止し、閉鎖されていた。